

教 務 規 程 (抄)

(履修の認定)

第 10 条 各教科・科目、及び総合的な探究の時間の履修の認定は、次の各号によって行うこととする。

- (1) 各教科・科目、及び総合的な探究の時間の欠席時数が標準授業時数の 20%以内であること。ただし、実授業時数が標準授業時数を超えた場合は実授業時数の 20%以内とする。
- (2) 履修の認定の時期は原則として年度末とする。但し、学期ごとに履修する教科・科目及び再履修については、学期末とする。
- (3) 2 以上の年次にわたって履修する教科・科目については、年度ごとに校長が履修を認定する。

(履修の追認定)

第 11 条 各教科・科目、及び総合的な探究の時間の標準授業時数（標準授業時数を超えた場合は実授業時数）に対する欠席時数がやむを得ない理由によって 20%を超えた場合は、次の各号による。

- (1) 次の理由による欠席が 30%以内であると認定会議において認められ、不足時数の補充が完了した場合、認定会議において校長が履修を認定する。
 - ア 疾病、傷害による長期入院
 - イ その他、やむを得ない理由による欠席
- (2) (1) 以外で、本人の修学意志が明確にあるにもかかわらず、通常の登校が困難な状況にある生徒については別に定める細則に則って補充を実施した後、認定会議において校長が履修を認定する。
- (3) その他、校長が認める場合、認定会議において校長が履修を認定することができる。

(履修の追認の方法)

第 12 条 履修の認定が保留になった生徒は、その年度内において追認定の機会が与えられる。

(修得の認定)

第 13 条 各教科・科目、総合的な探究の時間の修得の認定は次の各号によって行うものとする。

- (1) 各教科・科目については、履修の認定がなされ、学習成績が 5 段階評定の「2」以上であること。
- (2) 総合的な探究の時間については、履修の認定がなされ、その成果が目標からみて満足できると認められること。
- (3) 修得の認定の時期は原則として年度末とする。但し、学期ごとに履修する教科・科目及び再履修については、学期末とする。
- (4) 2 以上の年次にわたって履修する教科・科目については、年度ごとに校長が修得を認定する。

(修得の追認定及び追認の方法)

第 14 条 修得の認定が保留になった生徒は、その年度内において該当教科・科目の追認考查を受ける機会が与えられる。

修得の追認の方法は、次のとおりとする。

追認考查の結果に基づき、該当教科会議において原案を作成し、認定会議において校長が修得を認定する。

(卒業の認定)

第 16 条 卒業の認定は、次の各号をともに満たしたとき、認定会議を経て校長が行う。

- (1) 高等学校に 3 年以上在籍した者、またはそれと同等と校長が認めた者であること。
- (2) 学習指導要領で定められたすべての必修教科・科目、総合的な探究の時間について履修認定がなされていること。
- (3) 本校の教育課程において定められた各教科・科目の単位数並びに、総合的な探究の時間の修得単位数の合計が 74 単位以上であること。
- (4) 特別活動の成果が目標から見て満足できると認められるもの。

(学校外における学修の単位認定について)

第 22 条 生徒の能力・適性、興味・関心等の多様化の実態を踏まえ、学習の選択幅を拡大し、自ら学ぶ意欲の向上を図り、生涯にわたる学習の基礎を培う観点から、学校外における学修を本校の単位として認定する。

第 23 条 認定された単位は、36 単位まで卒業に必要な単位数に加えることができる。

第 24 条 学校外における学修の単位認定について、単位認定する学修と対応教科・科目及び単位数等は別途定める。

(評価の観点)

第 27 条 各教科の学習成績の評価は、その目標に照らし定期考査または実技考査及び平常の学習活動全般から得られる資料に基づき、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」及び「主体的に学習に取り組む態度」の観点を踏まえて総合的に評価する。

(評価の基準)

第 28 条 評価の基準は高等学校学習指導要領に定める各教科・科目の目標や内容に基づき、地域や学校の実態に即して設定した目標達成度に応じ次のとおりとする。ただし、地域や学校の実態に即した目標・内容については教科ごとに別途定める。

(学習成績評価の表示)

第 29 条 成績の観点別評価は A～C の 3 段階、評定は、1～5 の 5 段階で表示する。

目標達成度	観点別評価
十分満足できる	A
おおむね満足できる	B
努力を要する	C

目標達成度	評定(評価の総括)
十分満足できるもののうち、特に程度が高い	5
十分満足できる	4
おおむね満足できる	3
努力を要する	2
一層努力を要する	1

(評価の時期)

第 30 条 学習成績の評価は、1・2 年次は各学期末考査後、3 年次は各定期考査後に行う。3 年次は各定期考査後にそれまでの成績を総合して仮評定を行う。各年次とも年度末に評定を

行う。

(評価の観点)

第 31 条 総合的な探究の時間の評価は、高等学校学習指導要領等に示す特別活動の目標を踏まえ、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」及び「主体的に学習に取り組む態度」の観点を総合的に評価する。

(評価の時期)

第 32 条 評価は年度末に行う。

(評価の方法)

第 33 条 指導の目標や内容に基づいて定めた観点により、学習活動の状況や成果を文章で記述する。

(実施時期)

第 36 条 定期考査は次の時期に行う。

- (1) 1・2 年次は年間 4 回とし、原則として、6 月、9 月、11 月、2 月の各月に行う。
- (2) 3 年次以降は年間 3 回とし、原則として、6 月、9 月、11 月の各月に行う。

(欠 課)

第 43 条 授業を欠く場合は、すべて欠課とする。ただし、出席停止・忌引・公欠による欠席は欠課に含めない。

(出席停止・忌引)

第 44 条 次の各号のいずれかに該当する欠席は欠課に含めない。

- (1) 学校保健安全法第 19 条に定める、感染症による出席停止の日数。
- (2) 学校保健安全法第 20 条に定める、臨時に一部の休業(学級閉鎖等)を行った場合の日数
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(19 条、20 条、26 条、46 条)による入院の日数
- (4) 忌引の日数 父母 7 日以内
 祖父母・兄弟・姉妹 3 日以内
 伯・叔父母・曾祖父母 1 日以内
 その他同居の親族 1 日以内
 法要(2 親等まで) 1 日以内
 ただし、遠隔地の場合は往復に要する日数を加算する。
- (5) 非常災害等で校長が認めた日数。
- (6) 転学のための受験、旅行に要した日数。
- (7) 学校教育法第 11 条の懲戒による出席停止日数。
- (8) その他特別の理由により出席できないことを校長が認めた日数。

(公 欠)

第 45 条 次の各号のいずれかに該当する欠席は公欠とし、当該教科・科目・ホームルームは出席として扱い、その旨を出席簿に明記する。

- (1) 別に定める生徒の遠征に関する規程により各種大会に参加する場合。
- (2) 進学試験、就職試験などのため、正規の授業を欠く場合。
- (3) 慶弔にあたって学校または学級の代表として参列する場合。
- (4) その他、特別な理由であると校長が認め欠席する場合。

(皆 勤)

第 46 条 在学中、欠席・遅刻・早退がない場合を皆勤という。ただし、懲戒による出席停止及び謹慎による公欠を含む場合は皆勤と認めない。

(休 学)

第 48 条 休学の取り扱いは、次の各号による。

- (1) 病気その他やむを得ない理由で休学する場合は、その期間を定め所定の手続きを経て許可を受ける。病気による場合は医師の診断書を添付する。
- (2) 休学の期間は 3 ヶ月以上 1 年未満とする。
- (3) 休学期間をすぎてなお休学の理由が消滅しない場合は、願い出により更に期間を延長できるものとするが、休学期間が 4 月をはさんで 2 年にまたがる場合は、年度末に更新する。
- (4) 休学後 3 ヶ月以内に休学を取り消した場合はその他の諸納金は、全てさかのぼって徴収する。

(復 学)

第 49 条 休学中の生徒が休学の解除を希望するときは、所定の手続きを経て許可を受ける。

(退 学)

第 50 条 退学の取り扱いは次の各号による。

- (1) 退学しようとするときは退学願を提出し、許可を受ける。この場合、退学願提出の日付をもって除籍する。また退学しようとする者は本校発行の身分証明書を返却する。
- (2) 学校教育法施行規則第 26 条、その他の理由により退学を命ぜられた者についても前項に準ずる。

(転 出)

第 51 条 転学を希望する生徒はホームルーム担任を通して、転学願を提出する。